

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許において指定される事項に該当しないものはどれか、電波法（第8条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 運用許容時間
- 2 電波の型式及び周波数
- 3 空中線電力
- 4 識別信号
- 5 通信の相手方及び通信事項

A - 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、許可に係る無線設備を運用するためにはどうしなければならないか、電波法（第18条）の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その変更の工事をした後、免許状の訂正を受けなければならない。
- 2 その変更の工事をした後、当該無線設備により電波を発射し、その電波の質が電波法第3章に定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。
- 3 その変更の工事の結果を記載した報告書を総務大臣に提出し、運用開始の許可を受けなければならない。
- 4 その変更の工事をした後、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

A - 3 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法（第28条及び第29条）の規定に沿って述べたものである。

□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の **A** 及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する **B** が、総務省令で定める限度を超えて他の **C** を与えるものであってはならない。

- | A | B | C |
|------------|-----------|------------|
| 1 周波数の偏差 | 電波 | 無線通信に妨害 |
| 2 周波数の偏差 | 電波又は高周波電流 | 無線設備の機能に支障 |
| 3 空中線電力の偏差 | 電波 | 無線設備の機能に支障 |
| 4 空中線電力の偏差 | 電波又は高周波電流 | 無線通信に妨害 |

A - 4 次の記述は、無線従事者の免許を与えない場合について、電波法（第42条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次の **A** から **D**までのいずれかに該当する者には無線従事者の免許を与えないことができる。

A に規定する罪を犯し **B** 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者

無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から **D** を経過しない者
著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者

- | A | B | C | D |
|------------|----|----|----|
| 1 電波法 | 罰金 | 2年 | 2年 |
| 2 電波法 | 懲役 | 1年 | 1年 |
| 3 電波法又は放送法 | 罰金 | 1年 | 2年 |
| 4 電波法又は放送法 | 懲役 | 2年 | 1年 |

A - 5 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法施行規則(第34条の7)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条(無線設備の操作)第7項の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から A 以内に B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人は、 の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C 以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が 及び によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 6箇月	無線設備の操作の監督	3年
2 6箇月	無線局の管理及び運用	5年
3 3箇月	無線設備の操作の監督	5年
4 3箇月	無線局の管理及び運用	3年

A - 6 次の無線局の運用に関する記述のうち、電波法(第53条、第55条、第56条及び第58条)の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A - 7 次の記述は、船舶局の運用について、電波法(第62条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、 A のみを運用するとき、第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信(遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。)を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、 B 又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B
1 受信装置	通信速度若しくは通信方法
2 受信装置	通信の順序若しくは時刻
3 無線電話の送受信装置	通信速度若しくは通信方法
4 無線電話の送受信装置	通信の順序若しくは時刻

A - 8 次の船舶局の遭難自動通報設備の機能試験に関する記述のうち正しいものを、無線局運用規則(第8条の2)の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の航行中毎日1回以上、電波を発射させることなく、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- 2 その船舶の航行中1週間に1回以上、擬似空中線回路を用いて、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- 3 その船舶の航行中毎月1回以上、その無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- 4 1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。

A - 9 次の記述は、船舶局が無線電話により呼出し及び応答を行う場合の方法について、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第58条の11）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

呼出しは、次に掲げる事項（「呼出事項」という。）を順次送信する。

(1) 相手局の呼出名称 A

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 B

応答は、次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）を順次送信する。

(1) 相手局の呼出名称 C

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 D

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「E」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「E」の代りに「お待ちください」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

	A	B	C	D	E
1	2回以下	1回	2回以下	1回	どうぞ
2	2回以下	2回以下	2回以下	2回以下	了解しました
3	3回以下	1回	3回以下	1回	了解しました
4	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下	どうぞ

A - 10 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信の使用電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務において、無線電話を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、A又は通常使用する呼出電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、の規定にかかわらず、Bにより行うものとする。

海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、の規定にかかわらずBにより行うものとする。ただし、Cにより安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

	A	B	C
1	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常通信電波	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z
2	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	別に告示する電波	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z
3	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常通信電波	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z
4	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	別に告示する電波	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z

A - 11 遭難している船舶の船舶局（以下「遭難船舶局」という。）が無線電話により行う遭難呼出しにおいて、順次送信すべき事項として正しいものを、無線局運用規則（第76条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 メ - デ - (3回) こちらは(1回) 遭難船舶局の呼出名称(3回)
- 2 メ - デ - (3回以下) こちらは(1回) 遭難船舶局の呼出名称(3回以下)
- 3 各局(3回) メ - デ - (3回) こちらは(1回) 遭難船舶局の呼出名称(3回)
- 4 各局(3回以下) メ - デ - (3回以下) こちらは(1回) 遭難船舶局の呼出名称(3回以下)
- 5 捜索救助機関の無線局の呼出名称(3回) こちらは(1回) 遭難船舶局の呼出名称(3回) メ - デ -(1回)

A - 12 次の記述は、安全信号等を受信した場合の措置について、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局及び船舶局は、安全信号又は電波法第52条第3号（安全通信の定義に関する規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□A その安全通信を受信しなければならない。

海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2第3項に規定する方法（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するための電波法施行規則別図に規定する方法のことをいう。）により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、□B を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通知しなければならない。

- | A | B |
|---------------------|----------------|
| 1 自局に関係のないことを確認するまで | これに混信を与える一切の通信 |
| 2 自局に関係のないことを確認するまで | すべての通信 |
| 3 終了するまで | これに混信を与える一切の通信 |
| 4 終了するまで | すべての通信 |

A - 13 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法（第74条及び第74条の2）の規定に沿って述べたものである。

□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□A 場合においては、人命の救助、災害の救援、□B 又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

総務大臣は、□に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

総務大臣は、□に規定する措置を講じようとするときは、□C の協力を求めることができる。

- | A | B | C |
|--------------------|---------|----------------|
| 1 発生した | 情報の収集 | 免許人 |
| 2 発生した | 交通通信の確保 | 放送事業者及び電気通信事業者 |
| 3 発生し、又は発生するおそれがある | 情報の収集 | 放送事業者及び電気通信事業者 |
| 4 発生し、又は発生するおそれがある | 交通通信の確保 | 免許人 |

A - 14 次の記述は、無線周波数スペクトルの使用等について、国際電気通信連合憲章（第44条）の規定に沿って述べたものである。

□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、使用する□A を、必要な業務の運用を十分に確保するために□B よう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

- | A | B |
|------------------|--------------------|
| 1 周波数の数 | 欠くことができない最小限度にとどめる |
| 2 周波数の数 | 必要な最大限度とする |
| 3 周波数の数及びスペクトルの幅 | 欠くことができない最小限度にとどめる |
| 4 周波数の数及びスペクトルの幅 | 必要な最大限度とする |

A - 15 次の記述は、無線検査簿等について、電波法施行規則（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から□A を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を□B 又は検査の結果に関する事項について総務大臣又は総合通信局長から通知を受けた文書（無線局検査結果通知書）の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

- | A | B |
|------------------|-----------------|
| 1 指示 | 無線検査簿若しくは無線業務日誌 |
| 2 指示 | 無線検査簿 |
| 3 臨時に電波の発射の停止の命令 | 無線検査簿若しくは無線業務日誌 |
| 4 臨時に電波の発射の停止の命令 | 無線検査簿 |

B - 1 次の記述のうち、無線局の免許がその効力を失ったとき、電波法（第24条及び第78条）の規定により免許人であった者がとるべき措置に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 速やかに無線従事者（主任無線従事者を含む。）を解任しなければならない。
- イ 遅滞なく空中線を撤去しなければならない。
- ウ 直ちに送信装置及び受信装置を使用できないようにしなければならない。
- エ 1箇月以内に免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局の免許（再免許を含む。）並びに電波法第17条（変更等の許可）及び第19条（申請による周波数等の変更）の規定による変更の申請書の添付書類の写しその他の業務書類を2年間保存しなければならない。

B - 2 次の無線局の運用に関する記述のうち、無線局運用規則（第10条、第16条、第30条、第31条及び第68条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して行わなければならない。
- イ 船舶局は、長時間継続して通報を送信するときは、10分ごとを標準として相手局の識別信号を送信しなければならない。
- ウ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- エ 海岸局は、呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりにその船名を送信することができる。
- オ 無線電話通信において、通報の送信中に誤って送信したことを知ったときは、「再送信」の略語を前置して通報の最初から送信しなければならない。

B - 3 次の記述は、遭難通信の定義及び遭難通信を受信したときの措置について、電波法（第52条及び第66条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難通信とは、船舶又は航空機が□アに遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、□イ、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある□ウする等総務省令で定めるところにより□エに関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は電波法第52条第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある□オを直ちに中止しなければならない。

- | | | |
|--|-------------------|-------------|
| 1 無線機器の試験又は調整 | 2 重大かつ急迫の危険に陥った場合 | 3 無線局に対して通報 |
| 4 捜索救助機関に対して救助を要請 | 5 他の一切の無線通信に優先して | 6 救助の通信 |
| 7 現に通信中の場合を除いて | 8 遭難通信の宰領 | 9 電波の発射 |
| 10 重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | | |

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法（第79条）の規定により、船舶局に選任された無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに受けることがある処分として正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許の取消し
- イ 6箇月以内の期間を定めた当該船舶局の運用の停止
- ウ 3箇月以内の期間を定めた無線従事者の業務に従事することの停止
- エ 期間を定めた無線従事者の操作の範囲の制限
- オ 期間を定めた当該船舶局の運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限

B - 5 次の記述は、船舶局の無線業務日誌に毎日記載すべき事項について、その一部を電波法施行規則（第40条）の規定により掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び□ア（変更のあったときに限る。）

時計を標準時に合わせたときは、その事実及び□イ

船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載すること。）

自局の船舶の航行中□ウにおけるその船舶の位置

無線局運用規則第5条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細

電波法第80条（報告等）第3号（無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときのことをいう。）の場合は、その事実及び措置の内容

□エの電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用蓄電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含むものとする。）

□オの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

1 レーダー	2 照合者	3 送受信装置	4 午前0時及び正午	5 遭難自動通報設備
6 服務方法	7 正午及び午後8時	8 時計の遅速	9 予備設備	10 員数